

環境税制をめぐる最近の動向

環 境 省	全 国 知 事 会	総 務 省	東 京 都	本 県
<p>◇地球温暖化対策税</p> <p>【課税客体】</p> <p>① 原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭 → 輸入者、採取者の段階で課税（石油石炭税の納税システムを活用）</p> <p>② ガソリンは、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税（揮発油税の納税システムを活用）</p> <p>【税率】（主な課税対象）</p> <p>① 原油・石油製品 2,780円/KL 石炭 2,740円/t</p> <p>② ガソリン 17,320/KL</p> <p>【税収額】</p> <p>○ 総額2兆円</p> <p>① 全化石燃料への課税1兆円超</p> <p>② ガソリンへの上乗せ1兆円弱</p> <p>【軽減措置】</p> <p>○ 免税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料（ナフサ） ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・農林漁業用A重油 <p>○ その他（減税等で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力強化等の観点から特定産業分野への配慮及び低所得者への配慮 <p>【使途】</p> <p>○ 地球温暖化対策に係る歳出・減税に優先的に充てる（特定財源とはしない）</p> <p>【その他】</p> <p>○ 軽油については、別途ガソリンに準じた検討が必要</p>	<p>◇地方環境税</p> <p>【課税客体】</p> <p>○ 元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの → 引取り段階で課税（軽油引取税の納税システムを活用）</p> <p>※「地球温暖化対策税」の議論と併せ、課税客体の拡大も検討</p> <p>【税率】</p> <p>① 揮発油 9,300円/KL</p> <p>② 軽油 10,500円/KL</p> <p>【税収額】</p> <p>○ 8,100億円</p> <p>〔自動車関係諸税の暫定税率廃止に伴う地方減収分相当〕</p> <p>【使途】</p> <p>○ 普通税</p> <p>○ 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付</p>	<p>◇環境自動車税</p> <p>○ 民主党マニフェスト 「将来的には（略）自動車重量税は自動車税と一本化」</p> <p>○ 欧州の動向 既に17カ国において、自動車税又は自動車登録税の課税標準にCO2を導入</p> <p>【検討の方向性】</p> <p>○ 自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">環境自動車税のイメージ</p> <p>○環境損傷負担金的性格 (CO2排出量を勘案した税率)</p> <p>○財産税的性格 (財産的価値を勘案した税率)</p> </div>	<p>◇温暖化対策税 (東京都税制調査会中間報告) (平成21年11月17日)</p> <p>【課税対象】</p> <p>○ 全ての化石燃料を課税対象とすべき</p> <p>○ 電気については、使用段階で課税することが適当</p> <p>【課税標準】</p> <p>○ 化石燃料の使用量に応じた重量税とすべき</p> <p>【導入の形態】</p> <p>○ 既存のエネルギー関係諸税を活かしつつ、それぞれ炭素比例税率を上乗せ（フィンランド方式）を基本とし、可能な限り地方税として制度設計していくことが適当</p> <p>【課税ポイント】</p> <p>○ CO2排出抑制効果の観点からは、できる限り化石燃料を実際に消費する家庭や企業に近い小売段階で課税することが望ましい</p> <p>○ 小売段階での課税は、税源が普遍的となることから地方税として仕組みやすい、エネルギー多消費産業や低所得者等への軽減など、制度的対応が容易</p> <p>【税負担水準】</p> <p>○ 温暖化対策税と既存のエネルギー関係税を合わせた税負担水準が現行を上回るべき</p> <p>【使途】</p> <p>○ 一般財源が望ましい</p>	<p>◇かながわ地球環境税</p> <p>【課税客体等】</p> <p>① ガソリン・軽油・LPガス（自動車燃料用）及び灯油の県内における購入等 → 販売業者による特別徴収</p> <p>② 電気、都市ガス、LPガス（自動車燃料以外）の県内における使用 → 電気・ガス事業者等による特別徴収</p> <p>③ 重油、石炭、天然ガス、ジェット燃料、ガソリン・軽油（自動車燃料以外）の県内における使用等 → 一定規模以上の使用等をすすめる事業者による申告納付</p> <p>【税率】</p> <p>○ 1,600円～2,400円/炭素トン</p> <p>〔ガソリン 1,010～1,520円/KL〕 〔軽油 1,140～1,710円/KL〕</p> <p>【税収額】</p> <p>○ 220～340億円</p> <p>【その他】</p> <p>○ 基礎控除 電気、都市ガス、LPガス（自動車燃料以外）については、基礎控除を設ける。</p> <p>○ 非課税 鉄鋼の還元用石炭は非課税</p>